

入札参加資格者 様

西尾市長 中村 健
(公 印 省 略)

少額随意契約の基準額の引上げについて (通知)

令和 7 年 4 月 1 日に施行された地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) の一部改正により、同法第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号に定める「少額随意契約」の基準額が引上げられました。これに伴い、令和 8 年 4 月 1 日から西尾市契約規則について、下記のとおり改正します。

記

1. 少額随契の基準額の引上げについて

競争入札によらず契約できる「少額随意契約」※の基準額が、下記のとおり引き上げられました。

契約の種類	現行	改正後
1 工事又は製造の請負	1 3 0 万円	<u>2 0 0 万円</u>
2 財産の買入れ	8 0 万円	<u>1 5 0 万円</u>
3 物件の借入れ	4 0 万円	<u>8 0 万円</u>
4 財産の売払い	3 0 万円	<u>5 0 万円</u>
5 物件の貸付け	3 0 万円	3 0 万円
6 前各号に掲げるもの 以外のもの	5 0 万円	<u>1 0 0 万円</u>

※「少額随意契約」とは、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号に定める随意契約の一つで、契約事務の簡素化及び効率性の観点から、契約の種類に応じた一定金額以内のものについては、競争入札に付さないでよいとされているものです。

(連絡先 財政課契約検査担当 直通電話 0563-65-2163)